

子役に演劇の出演をしてもらうためには、 以下のことを遵守しましょう。

15歳未満（児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで）の子役に演劇に出演をしてもらう場合には、
労働基準監督署長の許可が必要です。

（労働基準法第56条第2項）

出演時間（稽古および着替等の時間を含む）は、午後8時
（注：平成16年度中に、午後9時まで延長されることが検討中）

より遅くならないようにしてください。（労働基準法第61条第5項）

また、出演時間は、修学時間と通算して、1日について
7時間、1週間について40時間をこえてはいけません。

（労働基準法第60条第2項）

報酬は、必ず子役本人に支払われるようにしなければなりません。

（労働基準法第59条）

演劇への参加が、教育および健康に悪い影響を及ぼさないように
十分な配慮をしましょう。

- 一役に複数の子役
- 遠方の人を採用しない
- 年少者の場合、稽古場、劇場への行き帰りに保護者又はスタッフの同伴が可能か
- 休憩時間、食事時間への配慮

日本演劇興行協会では、子役と演劇製作者の契約書サンプルをつくりましたので、
ご参考に関係者にお送りいたします。また、同時に出演した子役の実情を把握し、活動
環境をより良くするよう、子役の出演後アンケートもつくりました。いずれも、下記の
ホームページにも記載しておりますので、ご利用ください。

TEL 03-3561-3977

FAX 03-3561-3158

URL: <http://www.enkokyo.or.jp/>

児童を使用する場合の注意点については、関係行政機関にご相談下さい。
なお、児童の使用許可や労働時間については、最寄りの労働基準監督署に
ご相談下さい。

子供を大切にしましょう

まのうまで小学生で子供だと思っていた子が、十年もすれば成人して立派に社会を支える
バリバリの大人になるのです。わずか十年後の国家はこの子供たちが担っているのです。
そういう意味でも、私たちは積極的な意識をもって、子供たちを大切にしていかなければなりません。
将来を創ってくれる子供たちが、正しい心、豊かな心、健康な身体をもって育つよう
十分な配慮を尽くす大人たちの努力が、明日の社会を決定します。

演劇の主催・製作関係の皆さん、 子役の出演環境に 一層の配慮をしましょう

演劇が子供たちの豊かな心を育むために大きな意義を持つことは、私たち誰
でもが認識している事実です。小さい時から大人と一緒になって、心をひとつにして
この文化（作品）を創り上げていくことの意味は、人間社会を皆で力を合せて創り上
げていくことにも共通して、極めて大切な活動の一つです。このほど、平成16年度中
に、子役の舞台出演時間（稽古および着替時間等を含む）が、現行の午後8時から午
後の時に延長されることと検討されています。しかし、夜間の出演が一時延長されると
いうことは、それが健全に運用されるために、演劇の主催・製作関係者の、「層の」子
役を教育、健康において細やかに守る配慮」が尽くされて初めて有意義となります。
私たち演劇関係者は、演劇業界全体としてこのテーマを認識し、制度変更を正しく
生かせるよう努めていきたいと思います。

演劇に安心して子役が参加できるように、より良い環境づくりに努力して参りましょう。

子役の出演する演劇に関する、 遵守、配慮事項、 あなたはすべてをクリアしていますか？

- 子役本人の参加の意思を
確認していますか？
- 労働基準監督署長から必要な
許可を得ていますか？
- 契約書を交わしていますか？
- 報酬は、子役本人に
支払われていますか？
- 稽古時間、出演時間等の労働時間
に関する法律を遵守していますか？
- 稽古場、劇場への往復に配慮
していますか？
- 学習、食事等への
配慮をしていますか？

はじめて子役の出演する演劇を製作することになった 新人プロデューサーと先輩プロデューサーが会話をしています。 この会話を参考に演劇製作者の皆さんも、 日頃の活動を今一度、チェックしてみてください。

開演時間

新人：先輩、今度、私が製作する演劇に子役が必要なのですが、初めての取り組みなのでいろいろ教えてください。

先輩：まず、開演時間の設定に気をつかわなければいけません。労働基準法で、満15歳未満の児童は、午後8時(注：平成16年度中に、午後9時まで延長されること)が検討中)までしか活動してはいけませんのだから。

新人：この作品は、最後の場面にも子役が出るので、上演時間から逆算しましょう。休憩を入れた後の上演時間は2時間45分だから、午後5時開演にしないと駄目ですね。

先輩：カーテンコールの時間のことも考えないといけないよ。出来るだけ、カーテンコールに出てお客さんの拍手を受けられるようにするのが、子役のためだね。

新人：どっきの教育や健康に良くない影響がおよぼさないようにというお話ですね。ダブルキャストにして、出演回数を減らし、負担が少なくなるようにします。

先輩：そうだね。役によりけりだけど、負担の大きい役の場合は、トリプルキャストなどにして出演回数が多くなるように、何人もの人を採用する必要があるよ。

労働基準監督署長の許可

新人：出演してもらうことを決めても、実際の出演までには、どのような手続きをしたらいいのですか。

先輩：まず、出来る限り無理のない稽古スケジュールと出演の公演回数を決めて、そのスケジュールで大丈夫か、本人と、保護者、それにその子が通学している学校長の証明をいただいて、労働基準監督署長に許可申請をしなければなりません。書式は、労働基準監督署で、定められたものがあるから、それを使えばいい。稽古期間中のスケジュール表も添付を忘れないように。

新人：演劇製作者の一人一人が、文化芸術振興基本法で明記された、人々が等しく持つ文化の創造と享受に大きな役割を果たして行くんですね。ただ、その活動ができるだけ良好な環境の中で行われ

けど、途中までしか出ない演目のときには、午後6時30分とか午後7時とかの通常の開演時間にして、カーテンコールには、子役は出ないということも、選択肢になるね。

新人：15歳以上なら何時でもいいんですか？

先輩：普通の仕事と一緒に、18歳未満の人は、午後10時までとなっているよ。

オーディション

新人：子役は、オーディションで、選ぶつもりですけど、どいうことに気をつけたらいいのかな。

先輩：一番、大事なことは、この演劇に参加すること、本人が意欲をもっているかということだ。親の意志ばかりで本人が負担になるようではいけないね。

ていうことにも、努力をしていかなければいけないということだね。

契約と報酬

先輩：契約書もできるだけ結んでおくこと。契約書は、約束したことを明記するわけだから、確認のために必要だからね。約束する過程で、それぞれの責任範囲を明確にすることが大事だよ。ただ契約書を楯にして、不当な損害賠償を要求する製作者がいるそうだからその場合は泣き寝入りしないことだ。

新人：出演料は親がもらっていいんですか？

先輩：だめだ。報酬の支払は、子役本人に支払わなければいけない。それから、有料職業紹介の厚生労働大臣の許可のないプロダクションは、介在させてはだめだ。

稽古・本番

先輩：稽古期間は、子役の人が、きちんと休憩をとれているかどうか、プロデューサーが常にチェックしないとイケないね。

新人：稽古の終了時間も気をつけます。

先輩：舞台での稽古から、本番で一番大切なことは、何よりも安全面に気をつけることだということとは、よくわかっているね。

新人：それが見抜けないようでは、プロデューサー失格ですね。

先輩：それから、この演劇に参加することで、本人の教育や健康に良くない影響がおよぼないことを確認することが大切。

新人：そうすると、たとえば、劇場までの時間もかかる遠方の人は、採用できませんね。

先輩：そう、最長でも1時間半が限度だろう。それに、年少者の場合、稽古場や劇場まで毎回、同伴できる人がいるかどうかでも大事なことだよ。保護者の送り迎え、それが出来ない日はスタッフがケアすることも必要だ。親だけの責任ではダメ、主催者側のケアも必須だ。

先輩：ところで、ひとつの役に何人採用するんだい。

新人：細心の注意をもってやります。

先輩：稽古中も本番も、子役の休憩時間と食事のチェックも大切だ。

新人：保護者の方まかせにしないで、気を配ります。

先輩：勉強が他の生徒に比べて遅れをとることのないよう、家庭教師をつけることといった配慮も望まれるね。

新人：演劇に参加することはとても大きな勉強になると思うけど、学校の勉強はもとより大切ですから、保護者、校長先生とも相談して適切なフォローをします。

先輩：公演がおわったら、子役本人にアンケートをしてみるといいよ。演劇に参加して何を学んだかとか、困ったことはなかったかとか、きつと、こちらも気がつくことが多いからね。学校でイジメを受けていないかもケアすること。

新人：「とてもよかった」と書いてもらえるように頑張ります。気がつかなかったことがあったら、今後どんどん改善していきます。